

平成20年6月13日

資料 2

薬剤師国家試験出題制度検討会報告書

(案)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1 はじめに

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務としており、従事する領域は、薬局、病院・診療所、医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業、大学、衛生行政機関など多岐にわたっている。

近年、患者本位の医療の実現に向けて医療制度が大きな変革を遂げ、また、医療の高度化、多様化、医薬分業の進展など、薬剤師を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療の安全確保など幅広い分野において、医療の担い手としての薬剤師に寄せる期待がこれまでにも増して大きくなっている。

このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、学校教育法及び薬剤師法が平成16年に改正され、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入され、また、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられこととなった。

このような状況の下、本検討会は、平成19年6月に設置され、これまで●●回にわたり、国民の期待に応えうる薬剤師を輩出する観点に立って、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これから医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について検討を行ってきた。

今般、その結果をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、本報告書の内容は、平成24年の薬剤師国家試験から適用されることが適当である。

2 薬剤師国家試験の現状

(1) 薬剤師国家試験の目的

薬剤師国家試験は、薬剤師法の規定に基づいて、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が、薬剤師として必要な知識及び技能について行うこととされている。

薬剤師国家試験の実施にあたっては、薬剤師国家試験を行う上で必要な学識経験のある者を薬剤師試験委員に任命し、試験に関する事務を行ってきた。

なお、平成18年に薬剤師法の一部が改正され、平成20年度からは、薬剤師国家試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定める場合は、医道審議会の意見を聴かなければならないこととされた。そのため、毎年行われる薬剤師国家試験の内容の妥当性や試験の評価、さらには、国家試験制度の改善や出題基準の改定などの検討は、医道審議会の下に設置される各種部会において行われることとなる。

(2) 受験資格者

薬剤師国家試験は、以下のいずれかに該当する者でなければ、受けることができないこととなっている。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
- ② 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

なお、平成18年4月1日以前に既に薬学の課程を修めて卒業した者や平成18年4月1日以前に在学した者などに対する経過措置が設けられており、また、平成29年度までの間に入学した者については、卒業後、大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者のうち、厚生労働大臣の認定を受けた場合には受験できることとなっている。

(3) 出題科目、出題数及び試験時間

薬剤師国家試験の出題科目は、基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、及び薬事関係法規及び薬事関係制度の4つから成り、薬剤師国家試験出題基準を作成することにより、試験委員に出題の指標を与えるとともに、問題の水準を一定に保っている。なお、薬剤師国家試験出題基準は、概ね5年を超えない範囲を目途に見直すこととされている。

出題数及び試験時間については、合計240問の出題を2日間、10時間となっており、計算上1問あたり平均2.5分となる。240問の内訳は、基礎薬学が60問、医療薬学が120問、衛生薬学が40問、薬事関係法規及び薬事関係制度が20問となっている。

(4) 実施方法

薬剤師国家試験の方法は、筆記による多肢選択方式を基本としている。主な問題形式としては、設問に対して正答を選択するもののほか、設問に関する複数の記述（解答肢）の中から正しいものの組合せを選択する形式や、全ての解答肢の正誤の組合せの中から正しいものを選択する形式などがある。

(5) 合格基準

合否判定は、次の2つの条件を満たしているか否かによって行われ、満たした者を合格としている。

- ① 問題の難易を補正し、計算して得た総得点312点（65%）に対応する実際の総得点（試験毎に異なる）以上の得点の者
- ② 各科目全てが35%以上の得点の者

なお、配点は1問2点の480点満点であり、また、問題の難易の補正とは、試験実施後に試験問題を検証し、正答率及び識別指數の低い問題の得点を調整することをいう。

3 今後の薬剤師国家試験のあり方について

本検討会では、薬学教育年限の延長とそれに伴って薬剤師国家試験の受験資格が見直された趣旨に照らし、薬剤師国家試験を通じて、基礎的な知識や技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力などを確認する必要があると考えた。

また、多様かつ複雑な医療の実際において、薬剤師が医療の担い手として真に役割を果たすには、時として自らが有する知識等の範囲を超える未知の事象・事案に対して、6年制課程で習得した知識・技能・態度等を最大限発揮して、資格者として責任ある言動が求められる。

したがって、薬剤師国家試験を通じて、薬剤師資格を有する者として最低限必要な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度等を確認する必要がある。また、薬学に関する基本的な知識等と実践に関する総合的能力が体系的に習得されているか否かを確認することも重要である。

(1) 薬剤師国家試験出題基準について

現行制度における薬剤師国家試験出題基準は、薬剤師国家試験問題を作成するうえで「妥当な出題範囲」と「ほぼ一定の問題水準」を保つために策定されているものである。新たな薬剤師国家試験の実施にあたり、出題基準は、現行制度と同様の役割を果たすものとして必要であるため、新たな試験制度に相応しい出題基準を策定することが適当である。

新たな出題基準は、6年制教育の導入が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであることを踏まえて、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラムの項目・ユニットの全てを含めることとし、これらを現行の出題基準の体系を参考に、「大項目」、「中項目」、「小項目」及び「小項目の例示」として整理すること

が適当である。

また、出題基準の内容については、従来、おおむね 5 年を目途に見直しを行ってきたが、学術の進歩及び薬剤師業務の変化は今後これまで以上に急速であるため、少なくとも、見直しの期間を 4 年程度に短縮することが適当である。

なお、出題基準は、あくまでも出題に際して準拠すべき基準であって、出題が全てこの範囲となるよう拘束されるものではないことに留意することが必要である。また、各大学が取り組んでいる独創的なカリキュラムのうち、薬剤師に求められる資質につながるものとして、薬剤師国家試験の出題の対象に加えることが適切と判断されたものについては、積極的に出題基準として加えていくことが望ましい。

さらに、今後、出題基準を医道審議会の下で成案化するにあたり、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラムに示されている表記は、出題基準として相応しい表記に整えるとともに、出題に関する基本的考え方や問題作成に関する留意点等が記されることが望ましい。

(2) 出題分野

現行の薬剤師国家試験制度は、「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」及び「薬事関係法規及び薬事関係制度」の 4 つの出題科目から構成されているが、新たな薬剤師国家試験においては、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を目的とする新たな薬学教育の趣旨を踏まえた出題分野を構築することとする。

薬剤師は、実践において、現行の出題科目ごとの知識等を個別に資質として発揮しているのではなく、複数の知識等を複合的に発揮していると考えられる。

そのため、新たな薬剤師国家試験においては、科目別に試験を行うのではなく、医療人として最低限必要な資質を確認する問題と、直面する一般

的課題を解釈・解決する資質を確認する問題とに分けて試験を行うことによって、より的確に薬剤師として求められる資質の有無を確認することが適当である。

具体的には、薬学の科目別に分けた現行の出題分野を見直して、薬学の全領域（薬学全般）を出題の対象範囲とし、出題分野を「必須問題」と「一般問題」に区分することが適当である。

このうち、「一般問題」については、「薬学理論問題」として、薬剤師に必要な知識を中心に、薬学の理論に関する資質を確認するとともに、「薬学実践問題」として、医療の実務において直面する問題を解決するために必要な基礎力や実践力を確認することとする。

【新たな薬剤師国家試験における出題分野】

①必須問題： 薬学の全領域のうち、薬剤師として相応しい最低限の知識等を確認するための出題分野

②一般問題： 薬学の全領域のうち、薬剤師が直面する課題を解釈・解決していくために必要な知識等を確認するための出題分野

(②-1) 薬学理論問題： 薬剤師に必要な知識を中心に、薬学の理論に関する資質を確認する出題分野

(②-2) 薬学実践問題： 医療の実務において直面する問題を解決するために必要な基礎力や実践力を確認する出題分野

(3) 出題数

出題数については、薬剤師として相応しい資質を的確に確認するに必要な数として設定する必要があり、薬剤師に対する社会的要請の向上や薬学教育の充実などの各種情勢を踏まえれば、現行の240問を上回る出題数を確保することが適当である。

また、薬学の領域別の出題数については、「必須問題」、「一般問題（薬学理論問題）」及び「一般問題（薬学実践問題）」ごとに設定することとし、現行の薬剤師国家試験における科目ごとの出題数との比較において、3つの出題分野における各領域の出題数が実質的に下回らないようになることが適当である。

「必須問題」は、現行制度の科目のうち、医療薬学関連の領域から従来の2分の1程度の問題数（60問）を確保し、他の科目からは4分の1程度（各科目10問、3科目で計30問）確保することにより、合計で90問とする。

「一般問題」のうち「薬学理論問題」については、実務に関する領域以外の領域で構成することとし、医療薬学に関連する部分から45問を確保し、他の3科目については各科目20問、3科目で60問を確保することにより、合計で105問とする。

「一般問題」のうち「薬学実践問題」については、実務に関する領域から30問を確保するとともに、実務に即した医療薬学系の組合せ問題として60問、さらには、医療薬学関連の領域以外の3科目と実務に関する領域とを組み合わせた複合的問題として60問確保することにより、合計で150問とする。

以上を合計すると345問となるが、出題数の増加に伴う試験時間の延長が、受験者にとって過度の負担にならないよう、問題作成にあたって1問あたりの解答時間を考慮し、現行の2日間の日程を維持することが適当である。

(4) 実施方法

①試験の方法

薬剤師国家試験は、現行制度と同様、筆記試験により行うことが適當である。

薬剤師に求められる技能や態度について、実技試験を通じて確認することは現実的ではなく、「必須問題」又は「一般問題（薬学実践問題）」において、実務に関する出題により確認することが可能と考える。

試験は、正答肢を選択する問題を基本とするが、そのほか、実践に即した問題解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などを出題することも必要である。

②出題の形式

出題の形式については、多肢選択方式を基本とすることが適當である。

「一般問題（薬学理論問題）」等において、正答肢を一つ解答する問題の場合、解答肢は、従来は原則5以上としてきたが、今後は、出題に応じた適切な数とすることとし、「必須問題」等の場合にあっては、設問の正誤を一問一答方式で問うことが望ましい。

また、出題によっては、薬剤師として必要な知識・技能等を正しく理解しているか否かを確認する上で、複数の正答を求めることが適當な場合には、正答の設問肢が一つではない形式をとることも可能と考える。

さらに、解答肢の中から正しいものの組合せを選択する形式や、全て

の解答肢の正誤の組合せの中から正しいものを選択する形式などによる場合は、複数の解答肢のうちの一部に関する知識等に基づいて正答するおそれがあるため、一問一答形式に改めるか、または解答肢の組合せの全ての中から正答肢を選択する形式とすることが適当である。

③試験実施時の貸与した出版物等を用いて解答する方式について

本方式は、知識偏重型の試験の改善につながる可能性はあるものの、薬剤師国家試験の受験者数等からみて、貸与した出版物の選定及び準備などに要する実務上の負担が多大であることから、現時点で導入することは現実的ではないと考える。

ただし、出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像等の資材（例：添付文書情報）を問題とともに配付・供与し、その活用によって解答を導いていく方式など、実践的な技能・態度等を確認することが可能と思われる方式については、積極的に取り入れていくことが望ましい。

（5）合格基準について

薬剤師国家試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について試験するものであるため、薬学の全領域を対象とした出題に対して、特定の領域に偏ることなく、一定水準以上であることが求められる。

したがって、出題に対する総合成績が一定水準以上であり、かつ、必須問題、一般問題（薬学理論問題）、一般問題（薬学実践問題）についても、各出題区分ごとに一定水準以上である者を合格者とすべきである。

合否の水準については、全ての問題への配点の65%を基本に、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上とし、かつ、各試験区分ごとの得点が全て35%以上とすることが適当である。

ただし、必須問題については、薬剤師として相応しい最低限の知識と技能を具有しているか否かを確認する問題であるため、合否の水準は、総合成績に求める水準以上とし、70%とすることが適当である。

なお、禁忌肢については、他の国家試験において出題され、一定の役割を果たしていると考えられるが、薬剤師として禁忌とする対象の選定は慎重に行う必要があり、また、導入によって偶発的な要素で不合格とならないよう配慮する必要があることから、その導入については、引き続き慎重に検討することとする。

(6) その他

【過去問の配分】

【問題のプール制】

【試験実施時期】

【多数回受験者への対応】

【技能等を確認する試験の導入】

【試験の作成】

試験問題の作成にあたっては、出題数の増加や出題基準の見直し等に伴って体制を強化する必要がある。

各領域に専門性を有する教職員、医療・医薬関係者、行政関係者などで構成してきた試験委員については、これまで以上に、臨床に係る実践的能力を確認するに相応しい試験問題が作成されるよう十分な配慮が必要である。

特に、「一般問題（薬学実践問題）」における複合的な問題の作成は、各領域の関係者が複数で当たる必要があり、問題作成の初期の段階から共同で行われることが適当である。

【試験問題の検証】

4 おわりに